

本会が定める「有資格者」候補者の募集に関する業務委託仕様書

1 目的

公益社団法人として本会が実施する相互救済事業における「支払準備資産」を保険数理の専門家であるアクチュアリーへの指導及び教示に基づき、算定すると共に、相互救済事業の運営及び情勢等に応じた制度等の変更について、合理的、客観的に実施されていることを継続的に検証するため、業務方法書（「公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書」平成23年9月9日制定）第12条第2項に規定する「有資格者」候補者の募集を行います。

2 履行期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

3 仕様

(1) 本会における有識者の位置づけ

「業務方法書」及び「支払準備資産に関する規程」に定める、リスクの範囲、運営指標及び支払準備資産について意見書等を提出する業務を行う「有資格者」といたします。

※上記内容中の規程の内容については、添付資料を参照のこと。

(2) 有資格者の業務内容

- ア. 令和7年度の決算を審議する通常理事会（令和8年5月中に開催）において、本会の支払準備資産の額を決定するために必要な、リスクの範囲及び運営指数（ソルベンシー・マージン比率の算出含む）に関する助言（現在の算出手法の妥当性についての助言も含む）及び意見書の提出。

（検証データ：令和6年度決算数値）

（意見書提出期限：令和8年1月末）

- イ. 令和8年度の決算を審議する通常理事会（令和9年5月中に開催）において、本会の支払準備資産の額を決定するために必要な、リスクの範囲及び運営指数（ソルベンシー・マージン比率の算出含む）に関する助言（現在の算出手法の妥当性についての助言も含む）及び意見書の提出。

（検証データ：令和7年度決算数値）

（意見書提出期限：令和9年1月末）

(3) スケジュール

令和7年3月 候補者の募集

令和7年4月 通常理事会に諮る候補を選定

令和7年4月 通常理事会での選任を停止条件とする業務委託契約

令和7年5月 通常理事会にて選任の議決

(4) 有資格者の就任期間

2年間（業務方法書第12条第3項本文）。

理事会による再任可能（業務方法書第12条第3項ただし書き）。

4 その他

本仕様書に記載のない事項及び不明な点については、必要に応じて発注者と受注者が協議し、決定することとします。